

2. 中学校社会科における指導事例

公民的分野「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」

1. 単元の目標

対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の資質・能力を身に付けることができるようにする。

- ・人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であること、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていること、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解する。
- ・我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現する。
- ・人間の尊重についての考え方や日本国憲法の基本的原則などについて、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする。

2. 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none">・人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解している。・民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解している。・日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解している。・日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解している。	<ul style="list-style-type: none">・対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現している。	<ul style="list-style-type: none">・人間の尊重についての考え方や日本国憲法の基本的原則などについて、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとしている。

3. 単元における「主権者教育の充実」に向けた指導のポイント

(1) 考察の視点を明確にし、多面的・多角的に考察させること

考察する場面において、課題解決の視点として、「対立と合意」「効率と公正」を明確にする。また、「個人の尊重」のために「法の支配」や「民主主義」に基づいた政治制度等があることに着目させることが必要である。具体的には、法の支配については、憲法に基づく政治、憲法の最高法規性、公務員等の憲法尊重擁護義務、違憲審査制等があり、民主主義については、政治参加の意義、権力分立、間接民主制と少数者の意見の尊重等があることについて理解した上で、多面的・多角的に考察することができるようにする。

(2) 現代社会の諸課題について考察させること

現代社会の諸課題に関心をもって、多面的・多角的に考察させることを、単元全体で意識する。また、現状の法や制度についても、「さらによいものにするためには何が必要か」、「その法の枠組みからもれてしまっている人はいないだろうか」などの視点から捉え、現代社会の見方・考え方を働かせながら考察させたり議論させたりする。

(3) 問いの設定を工夫すること

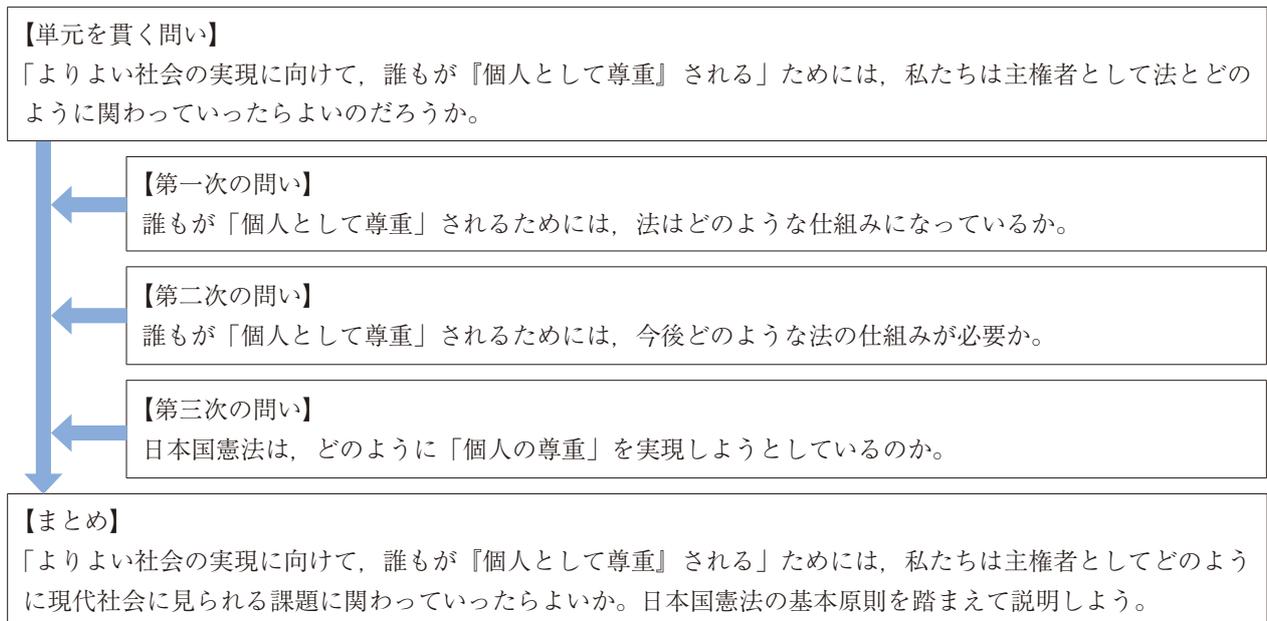
賛成か反対かという二項対立や二者択一的な問いではなく、「個人として尊重されるためにどのような法や制度が必要か」など、生徒が多面的・多角的に考察したり、公正に判断したりすることができるよう、「問い」の設定を工夫する。

4. 指導計画（全 16 時間）

(1) 単元の指導計画

単元の導入「よりよい社会の実現に向けて」……………	(1 時間)
第一次「誰もが『個人として尊重』されるためには、法はどのような仕組みになっているか」……………	(7 時間)
第二次「誰もが『個人として尊重』されるためには、今後どのような法の仕組みが必要か」……………	(4 時間)
第三次「日本国憲法は、どのように『個人の尊重』を実現しようとしているのか」……………	(3 時間)
単元のまとめ「誰もが『個人として尊重』されるためには、主権者として法をどのように活用して 社会の課題を解決していったらよいか」……………	(1 時間)

(2) 単元における問いの構造



(3) 指導の展開例

次	○主な学習活動 ・生徒の反応	・指導上の留意点 ☆評価規準【観点】
導入	<p>【単元を貫く問い】 「よりよい社会の実現に向けて、誰もが『個人として尊重』されるためには、私たちは主権者として法とどのように関わっていったらよいのだろうか」</p> <p>○これまで学習してきたことや、時事的なニュースなどから課題を見だし、その解決に当たり、自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識する。</p> <p>① 「よりよい社会」とは、どのような社会で、その実現に向けてどのような課題があり、その解決のために何を大切にしたらよいのだろうか。 (単元シート)</p> <p>・安心して生活ができる社会がよい。犯罪に対する罰則を厳しくしたり、防犯カメラを積極的に設置したりする必要があるのではないか。 ・将来の(世界の)人たちも豊かな生活が送れるような社会がよい。資源・エネルギーの無駄をなくしたり、廃棄物に関する規制を強化したりする。</p>	<p>・大項目 A「私たちと現代社会」などで見いだした課題をもとに、私たちは、どのような社会を目指しているのかを考察し、その実現に向けて「法」に着目して特に憲法の制定理由や憲法の目的などを理解させる。</p> <p>☆対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、見いだした学習課題から【単元を貫く問い】を設定し、問いに対する答えを予想し、解決への学習の見通しを立てている。 【態】</p>
第一次	<p>【ねらい】 「個人として尊重」されるためには、基本的人権の保障が重要であることや、国などの公権力が関わらないことによって実現する権利(自由権)と積極的に関わるることによって実現する権利(社会権)の違いについて理解させる。また、「個人として尊重」される仕組みなどについて「法の支配」「民主主義」といった日本国憲法の基本となる考え方に着目して考察させる。</p> <p>【第一次の問い】 誰もが「個人として尊重される」ためには、法はどのような仕組みになっているか。</p> <p>○基本的人権の中でも、「精神の自由」は他の権利より制限が難しい理由について理解し、一方どのような場合に制限されることがあり得るかについて具体的事例を通して考察し、議論をする。</p> <p>② インターネット上の表現はどこまで認められるのか。また制限が必要である場合、誰が、何を基準に制限をすることが望ましいか。 (単元シート)</p> <p>③</p> <p>・他者を中傷する表現は認められないのではないか。 ・どのような表現が中傷といえるのだろうか。 ・中傷した表現ということを誰が判断するのだろうか。 ・安易に表現することを制限することはよくない。 ・中傷を止めさせるためには、どのような方法があるのだろうか。</p>	<p>・表現の自由は「民主的な政治」を実現させるうえで欠かせない重要な権利であり、権力による制限は最小限度のものである必要があることを理解するとともに、人権の基本原則である「他者の人権を侵害する権利行使は認められない」という視点から考察させる。</p> <p>☆人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解している。 【知・技】</p> <p>☆自由権が制限される場合はどのような条件であるかを多面的・多角的に考察し表現している。 【思・判・表】</p> <p>・表現の自由の制限について、刑法の解釈については都道府県弁護士会などの専門家にアドバイスをもらおうとよい。</p> <p>・例えば、以下の情報が参考になる。 中学生を対象にした教材<法務省> 法教育(市民のための法教育委員会)<日本弁護士連合会></p> <p>・どのような表現が認められる、認められないかの判断することは容易ではない一方、インターネット上の誹謗<small>ひぼう</small>や中傷に対して刑法による厳罰化の動きがあることについても触れる。</p>

次	○主な学習活動 ・生徒の反応	・指導上の留意点 ☆評価規準【観点】
第一次	<p>○義務教育を無償とすることが、憲法で保障されていることの意義について考察することを通して、国や自治体が積極的にかかわることによって社会権の保障が実現されていることを理解する。</p> <p>④ なぜ憲法に、小・中学校の教育（義務教育）を無償とすることが保障されているのだろうか。</p> <p>⑤</p> <p>・小・中学校の教育は人として成長するために欠かせないものであるから、国が保障するべきもの。 ・義務教育が憲法で保障されていないと教育を受けられる人と受けられない人ができてしまう。</p>	<p>・我が国の教育制度の変遷など、歴史的分野の学習も踏まえて、考察させる。 ・「教育を受ける権利」がなぜ社会権に位置付けられているかを気付かせたい。 ☆人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解している。 【知・技】</p>
	<p>○平等権を保障するためには、国家が特定の人に利益を得させたり、不当な扱いをしたりすることを禁止するだけでなく、私人間における差別の解消を図っていく必要があることについて多面的・多角的に考察し、理解する。</p> <p>⑥ 平均賃金や非正規雇用で働く人の割合において男女で差があることについて、どのように考えたらよいか。</p> <p>⑦</p> <p>・性別による区別をしてはいけないのではないかな。 ・個人の能力による結果なのではないかな。ただ、個人の能力が十分に発揮できるような環境づくりは必要である。</p>	<p>・平等権の保障の視点から課題を考察させる。 ☆対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現している。【思・判・表】</p>
	<p>○基本的人権をより実現するために政治に働きかける権利である「参政権」と、人権保障をより確実にするための「裁判を受ける権利」や「請求権」について、その意義を理解し、どのような場面で必要となるかを考察する。</p> <p>⑧ 誰もが「個人として尊重」されるためには、「参政権」などの他にどのような権利が必要であるか。</p> <p>・憲法で権利が保障されているけれども、実際に権利が侵害された場合は、裁判で救済を求める権利が必要である。</p>	<p>・大項目C「私たちと政治」の(2)「民主政治と政治参加」の学習へのつながりを意識して「参政権」を捉えさせる。 ☆対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現している。【思・判・表】</p>
第二次	<p>※第二次の詳細は「5. 授業の実際」参照。</p> <p>【ねらい】 新しい人権をどのように保障しようとしているのかを理解し、安心や安全といった不特定多数の利益と個人の利益が対立する場面でどのように調整をしたらよいか考察させる。また制限が可能であるとするならば、誰が、どのような制限ができるかを考え、人権保障とその制限について理解をさせる。</p> <p>【第二次の問い】 誰もが『個人として尊重』されるためには、今後どのような法の仕組みが必要か。</p> <p>⑨ 日本国憲法に条文がない権利については認められるのだろうか。また新しい権利として認められるためにはどのような条件が必要だろうか。</p>	

次	○主な学習活動 ・生徒の反応	・指導上の留意点 ☆評価規準【観点】
第二次	⑩ 防犯カメラを設置するという社会の安全・安心を向上させることとプライバシーの権利の保護のバランスをどのようにとるべきだろうか。 ⑪	
	⑫ グローバル化する国際社会で、人権保障についてどのような課題があり、どのような合意がされようとしているか。	
第三次	<p>【ねらい】 「個人の尊重」を実現するために、日本国憲法が重要な役割を果たしていることや、憲法の基本原則について歴史的分野の学習を踏まえて理解させる。</p> <p>【第三次の問い】 日本国憲法は、どのように「個人の尊重」を実現しようとしているのか。</p> <p>○歴史的分野での学習も踏まえて、「個人の尊重」を実現するために、政治や法の仕組みがつくられてきたことを理解する。また「個人の尊重」を実現するために、「法の支配」「民主主義」といった日本国憲法の基本となる考え方がどのように登場してきたのかを考察し議論する。</p> <p>⑬ なぜ、国の政治を最終的に決定する権力が国民にあるという国民主権の考え方が生まれてきたのだろうか。</p> <p>・個人が尊重されるための仕組みをつくるために、代表者が法律を制定したり、徴税をした税を公正に配分したりする権力を行使している。これらの権力の行使を選挙で代表者となった者に任せている。</p> <p>○歴史的分野の学習も踏まえて、なぜ日本国憲法で平和主義を規定しているのかを理解するとともに、近年の紛争に関する事例から、日本がどのようなことを果たすことができるかを考察する。</p> <p>⑭ なぜ、日本憲法は平和主義を規定しているのだろうか。また、日本は今後国際社会において、どのような役割を果たしていったらよいだろうか。</p> <p>・戦争は人権侵害であり、日本国憲法では平和主義を大切な原則としている。 ・世界を見ると、紛争や人権侵害が起これ「個人の尊重」が難しい状況にある。そこで日本が課題解決に向けてどのようなことができるかを考えていきたい。</p> <p>○「個人として尊重」されるためには、様々な基本的人権が憲法で保障されていることが必要であることを理解する。憲法が基本的人権を保障し、権力の行使にあたっては、基本的人権を不当に侵害することがないようにすることについて具体的事</p>	<p>・第三次の学習では、小学校第6学年における政治に関する学習成果も生かすようにする。</p> <p>・国の政治を最終的に決定する権力が国民にあり、代表民主制においては、その権力が国民の代表者によって行使されることを理解できるようにする。</p> <p>・大日本帝国憲法との比較等を通して、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解できるようにすることが考えられる。</p> <p>☆国の政治を最終的に決定する権力が国民にあることや、その権力が国民の代表者によって行使されることを理解できるようにする。【知・技】</p> <p>・第二次世界大戦という人類にとって多くの犠牲をもたらした歴史的事実から、戦後日本がどのような国を目指してきたのか理解する。その際、従来の国家間の紛争ではない紛争に対して日本がどのように関わっていったらよいか考察し、理解できるようにする。</p> <p>☆日本国憲法の平和主義の原則を歴史的な背景も踏まえて理解している。【知・技】</p> <p>・憲法によって、民主的な政治の在り方や、国民の自由と権利が保障されていることを理解できるようにする。</p>

次	○主な学習活動 ・生徒の反応	・指導上の留意点 ☆評価規準【観点】
第三次	<p>例の考察を通して理解する。</p> <p>⑮ 憲法には他の法律と違ってどのような役割があるのだろうか。</p> <p>・日本国憲法の基本となる考え方については、「個人の尊重」があり、様々な権利を保障し、政治の制度の基本を定めている。</p>	<p>☆我が国の政治が日本国憲法を基に行われている意義や「個人の尊重」「法の支配」「民主主義」といった日本国憲法の基本となる考え方について理解している。【知・技】</p>
まとめ	<p>【ねらい】 単元を貫く問いに戻ってこれまでの学習を振り返り、よりよい社会の実現を目指すために必要な視点である『『個人として尊重』される社会とは、どのような社会であるか』を考察・議論し、そのためには主権者として何を大切にしていいたらよいかを理解させる。</p> <p>○これまでの学習を振り返り、誰もが「個人として尊重」されるためにはどのような法の仕組みが必要かをよりよい社会の実現に向けて多面的・多角的に考察し、表現する。</p> <p>⑯ 【まとめ】 「よりよい社会の実現に向けて、誰もが『個人として尊重』される」ためには、私たちは主権者としてどのように現代社会に見られる課題に関わっていいたらよいか。日本国憲法の基本原則を踏まえて説明しよう。</p> <p>・日本国憲法に基づく政治が行われることによって、国民の自由や権利が守られ、「個人の尊重」が実現できることが分かった。また、日本国憲法に基づき法律がつくられていることや、民主的な政治が行われるためには、政治に関心をもって、しっかりと自分の意見をもつことが必要であると思った。</p> <p>・現実の社会の課題には多くの利害や権利が関わっていることが分かった。実際の社会で起きている課題を解決するためには、効率や公正といった視点やどのように個人の尊重を実現していくかを考える必要があると思った。</p>	<p>☆対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、よりよい社会の実現に向けて、どのような法の仕組みが必要かを多面的・多角的に考察し、表現している。【思・判・表】</p> <p>☆単元の導入に立てた見通しを踏まえて学習を振り返り、次の学習や生活に生かそうとしている。【態】</p> <p>☆人間の尊重についての考え方や日本国憲法の基本的原則などについて関心を持ち、新たな問いとその社会的意義を見いだしている。【態】</p>

5. 授業の実際

(1) 単元の指導計画（第二次・全4時間）

- 第9時 「『新しい人権』の保障について」……………(1時間)
- 第10・11時 「プライバシーの権利と個人情報の利用について」……………(2時間)
- 第12時 「地球規模での人権課題の解決に向けて」……………(1時間)

(2) 指導の展開例

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【実践編】中学校 社会科</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第二次</p>	<p>【ねらい】 新しい人権をどのように保障しようとしているのかを理解し、安心や安全といった不特定多数の利益と個人の利益が対立する場面でのどのように調整をしたらよいか考察させる。また制限が可能であるとするならば、誰が、どのような制限ができるかを考え、人権保障とその制限について理解をさせる。</p>	
	<p>【第二次の問い】 「誰もが『個人として尊重』される」ためには、今後どのような法の仕組みが必要か。</p>	
	<p>○日本国憲法の条文の中には直接に記載がなくとも、プライバシーの権利などの「新しい人権」は裁判や法律が制定されることなどを通して、権利として時代とともに認められてきていることを理解する。</p> <p>⑨ 日本国憲法に条文がない権利については認められるのだろうか。また新しい権利として認められるためにはどのような条件が必要だろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人の尊重」を大切にしているから新しい権利はどんどん認められるべきではないかな。 ・プライバシーの権利は、憲法に書かれていないけれど、裁判を通じて認められ、さらに「個人情報保護法」という法律も制定されているよ。 ・一部の人がしか行使できないものを権利とするのは、混乱が生じるのではないかな。 <p>○「個人の尊重」という視点から考えるとプライバシーの権利は保護されるべきであるが、一方で防犯カメラの設置は防犯や被疑者の検挙という「社会全体の利益」に適うものであることを理解させ、防犯カメラ設置の主体・個人情報の収集の目的や利用の仕方など、プライバシーの権利の意味とその制限の根拠を調べ、これからの個人情報の利用の在り方について考察し、議論する。</p> <p>⑩ 防犯カメラを設置するという社会の安全・安心を向上させることとプライバシーの権利の保護とのバランスをどのようにとるべきだろうか。 (单元シート)</p> <p>⑪</p> <p>(設置場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅や公共施設など利用者が多いところ ・銀行など金融機関 ・スーパーやコンビニエンスストアなどの店内 ・バスや電車の車内 ・学校の正門 ・人通りの少ない駐車場など <p>(設置主体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、市町村などの行政機関 ・学校 ・店主 ・個人 <p>(合意するためにはどうしたらよいか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラが設置されていることを明示する。 ・録画したデータは一定期間保存され、その後は削除する。 ・目的以外の利用はしない。 ・第三者への情報の提供はしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会にある課題の解決のために世論に働きかけることや、裁判を通して権利としての考え方が生まれ、さらに立法措置によって具体的な権利として保障されてきたことを理解させることによって、選挙以外にも主権者として政治参加できることを気付かせたい。 <p>☆新しい権利について、社会情勢の変化や権利獲得に向けた経緯を踏まえて理解している。【知・技】</p> <p>○「表現の自由」とその限界について振り返り本時の問いとの類似する部分と異なる部分を考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰がどのような目的で防犯カメラを設置しているか、また取得した情報はどのような利用であれば認められるか。 ・私人が設置することと、警察などの公的機関が設置することの違いについても考察できるとよい。 <p>☆対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、人権と対立する利益の調整についてどのように合意したらよいか、多面的・多角的に考察し、表現している。【思・判・表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置について、条例を制定している自治体もある。(沖縄県那覇市、東京都国分寺市等) ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインも参照するとよい。

第二次	<ul style="list-style-type: none"> ・警察が設置している場合は、設置の効果について情報を公開する。 (学習課題の解決を通して考えたこと) ・現実の社会の中では、様々な権利の主張や対立があり、その調整が必要になることが分かった。 ・防犯カメラの設置は必要であるけれども、プライバシーの権利を守ることも重要で、これらを調整するためには、規則（法）を制定し運用のルールづくりをすることも大切であることが分かった。 	
	<p>⑫ グローバル化する国際社会で、人権保障についてどのような課題があり、どのような合意がされようとしているか。</p> <p>○地球規模の様々な人権に関する課題があることを把握し、その解決に向けて国際社会の中で様々な合意がなされ、国際条約が制定されていることを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子が学校教育を受けられない国があることを知った。教育を受ける権利について、国際的な合意にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連が目指す持続可能な開発目標（SDGs）のどの目標と関連性があるかなどに触れ、大項目D「私たちと国際社会の諸課題」の学習にもつなげる。 ・国際的な人権の枠組みがそのまま国内で法律のように適用されるわけではないが、条約を批准することによって国内法にも影響を与えることを理解させる（例えば、男女雇用機会均等法）。 <p>☆地球規模の人権課題があることやその解決に向けて条約など国際的な合意がされていることについて理解している。【知・技】</p>

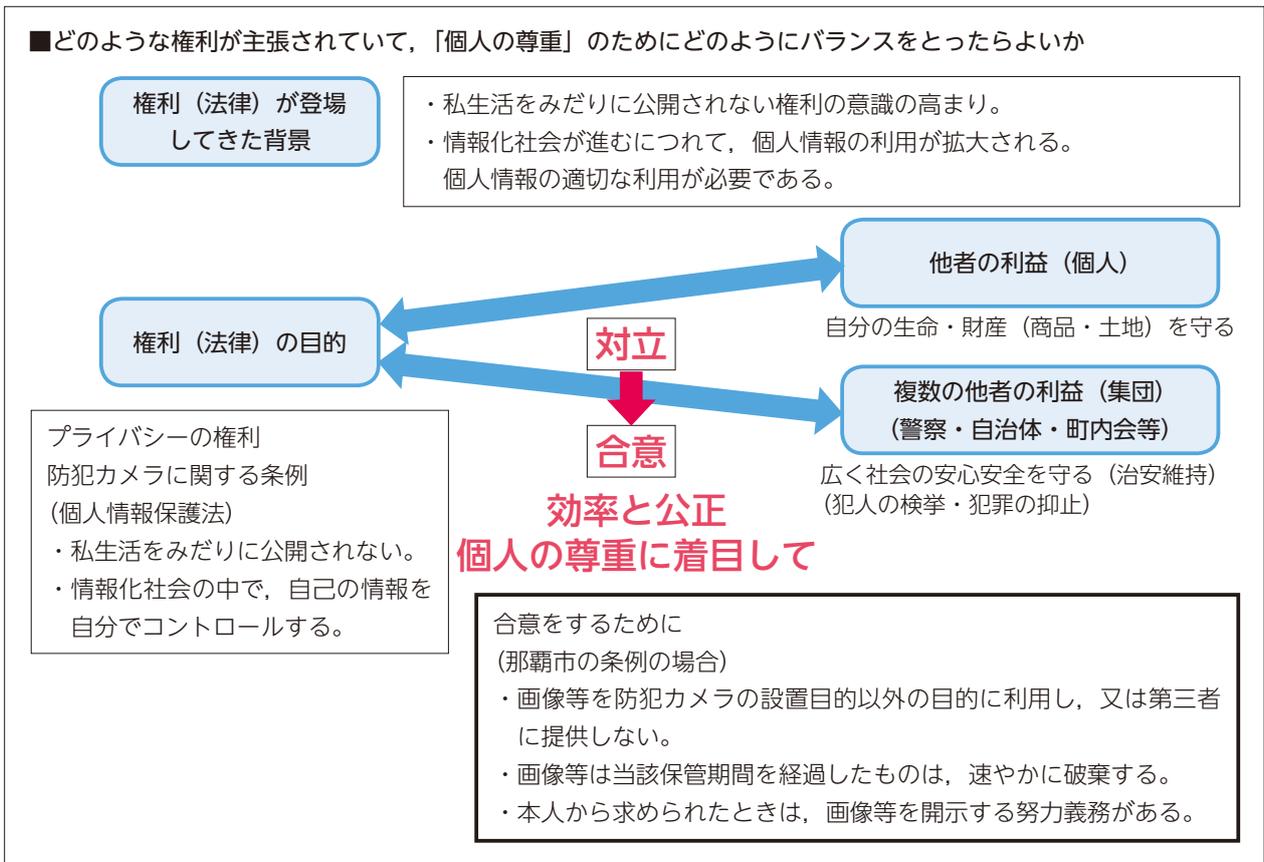
(3) 教師の手立てと生徒の考えとして予想されるポイント

現実の社会には、様々な権利や利害の対立があり、合意（解決）に向けて法律や条例など法を制定することによって解決を図る仕組みがあることを理解させる。対立の背景にはどのような権利の主張があるのか、正当な権利として認められるものかなどを検討する際には、「個人の尊重」という視点を軸に多面的・多角的に考察をして、議論をさせるようにしたい。また、主権者として「よりよい社会の実現に向けてどのような法の仕組みが必要か」という、法に主体的に関わろうとする態度を育成することも大切である。

【生徒の考えとして予想されること】（・）と生徒の学びと問いを深める教師の追発問（→）

- ・防犯カメラの設置によって、犯罪の抑止や被疑者検挙率の向上につながっている。
 - 犯罪の抑止や検挙率向上につながっているという根拠となる資料はあるのか。防犯カメラの設置を無制限に認めてよいのだろうか。
- ・犯罪防止のために、個人情報を積極的に活用することはやむを得ない。
 - 本人が知らない目的で個人情報が収集され活用されてもよいか。
- ・防犯のためには、カメラを設置することは理解できる。ただプライバシーの保護に不安を感じていることも考えると、防犯カメラを設置や利用するルール作りをする必要があるのではないか。
 - 「個人の尊重」を軸にどのような視点でルール作りをした方がよいだろうか。

【第10時のワークシートの例】現代社会の課題は様々な権利や利益が対立していることを理解し、現代社会の見方・考え方を働かせることによって「合意」に近づけるための関係性を表したもの。



6. 実践するに当たっての留意点・配慮事項等

(1) 社会的事象の取扱い

- ・社会的事象の取扱いに当たっては、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりできるよう留意する。
- ・根拠をもとに議論ができるように、根拠となる資料から読み取れることと、読み取ったことから考えられることを分けて議論をすることができるようにする。また、結論が一面的にならないように様々な視点を踏まえて議論ができるように支援を行う。
- ・現実の社会には様々な権利や利益が対立していることを理解させ、合意に向けて法が制定されたり、制度がつけられたりしている政治の役割について理解させる。

(2) 小学校社会科、高等学校公民科との関連

- ・小学校社会科では第6学年で日本国憲法を扱うが、基本的人権を中心とした人間の尊重の部分については中学校で初めて扱うものである。小学校で既習の国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本といったものを基に、生徒の生活実態に寄り添った具体的事例などを使って、概念的な知識につなげたい。
- ・この公民的分野の上に成り立っている高等学校公民科の新設された「公共」の「現代の諸課題を追究したり解決したりする活動」において、学習を進めていく際の視点として不可欠のものである。

7. 資料・ワークシート等

(1) 授業で使用するワークシート・資料等

- 単元シート

(2) 参考となる Web ページ

- 中学生を対象にした教材＜法務省＞

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00037.html

- 法教育（市民のための法教育委員会）＜日本弁護士連合会＞

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/education.html>

- 那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

https://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001278.html

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/

- 人工知能に関する理事会勧告＜総務省＞

https://www.soumu.go.jp/main_content/000642217.pdf

氏名 ()

単元の問題 よりよい社会の実現に向けて、誰もが「個人として尊重」されるためには、私たちは主権者として法にどのように関わったらよいだろうか

(導入の問い) よりよい社会とはどのような社会で、その実現に向けてどのような課題があり、その解決のために何を大切にしたら良いのだろうか。

誰もが「個人として尊重される」ためには、法はどのような仕組みになっているか。

誰もが「個人として尊重」されるためには、今後どのような法の仕組みが必要か。

日本国憲法はどのように「個人の尊重」を実現しようとしているのか。

(まとめ) よりよい社会の実現に向けて、誰もが「個人として尊重」されるためには、私たちは主権者としてどのように現代社会に見られる課題に関わっていったらよいか。日本国憲法の基本原則を踏まえて説明しよう。